

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成27年12月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500085号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1500007号

第1 結論

昭和60年11月から昭和63年11月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年11月から昭和63年11月まで

私は、国民健康保険に加入した年である昭和62年10月頃、A市役所の担当者から、「今から60歳到達までは23年だが、2年分の国民年金保険料を遡って納付すれば、納付済期間が25年になるため、将来、年金がもらえる。」と電話で説明を受け、郵送で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る保険料を納付したにもかかわらず、未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、平成3年1月頃に払い出されたものと推認できるところ、当該払出時点において納付が可能であった昭和63年12月以降の国民年金保険料は、全て納付されていることが確認できるが、請求期間は、当該払出時点において時効により保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500071号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1500008号

第1 結論

昭和62年12月から平成2年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年12月から平成2年3月まで
私の父親が、当時大学生だった私の国民年金の任意加入手続を行い、私の国民年金保険料を父親と母親の保険料を合わせて、A役場(現在は、B町)の窓口で納付していたにもかかわらず、私の国民年金被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「父親が国民年金の任意加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。」旨主張しており、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親からは調査の協力が得られず、請求者の請求期間に係る具体的な状況は不明である。

また、請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするB町は、「国民年金被保険者名簿は平成21年に社会保険事務所(当時)に全て移管しているため、請求期間当時の資料は保管していない。」旨回答している。

さらに、B町から移管された国民年金被保険者名簿において請求者の記録は確認できず、オンライン記録においても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

加えて、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500083号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500028号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年1月21日から同年7月20日まで

② 昭和51年6月3日から同年8月16日まで

請求期間①について、A社で期間工として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間②について、B社で期間工として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間①及び②の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の雇用保険の被保険者記録から、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和48年6月2日から昭和51年5月4日までの期間において、A社で社会保険事務を担当していたとする同僚は、「同社には期間工が100名程度いたが、期間工は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨陳述しているが、オンライン記録によると、前述の期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は最大で9名であること、及び請求期間①において同被保険者記録が確認できる者は最大で7名であることから、請求期間当時、同社は、期間工を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①当時の役員は死亡していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間②について、請求者の雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された同社C事業場で保管している季節工採用に係る資料の写しから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、昭和51年5月1日から同年6月30日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が60名確認できるところ、同社の社会保険事務担当者は、「C事業場の季節工採用に係る資料によると、昭和51年5月1日から同年6月30日までの期間に雇入れした者は請求者を含めて139名であるが、当該139名のうち、同期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できないことから、請求者を厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していないと考えられる。」旨陳述している。

また、オンライン記録から請求期間②当時、B社は厚生年金基金に加入していたことが確認できるところ、企業年金連合会の回答によると、請求者の厚生年金基金の加入記録は確認できない。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求期間②に請求者の氏名等は確認できず、整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500059号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500029号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA県B課における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD市役所E課における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のA県F課における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年4月1日から昭和53年1月31日まで
② 昭和53年5月4日から昭和54年3月31日まで
③ 昭和54年4月1日から昭和55年1月31日まで
④ 昭和55年2月5日から同年10月31日まで

請求期間①についてはA県B課、請求期間②についてはC事業所、請求期間③についてはD市役所G課、請求期間④についてはA県F課において、それぞれ臨時職員として約10か月勤務したにもかかわらず、これらの事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

請求期間①から④までの年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A県H課から提出された請求者に係る「勤務期間および勤務態様証明書」、「臨時的任用職員名簿」の写し(以下「勤務証明書等」という。)及び請求者の雇用保険被保険者記録によると、請求者は、昭和52年8月4日から昭和53年6月3日までの期間において、同県B課で臨時的任用職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求期間①における請求対象事業所は、昭和56年7月13日にA県I課の名称で厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A県H課は、「臨時的任用職員名簿」から、請求者の勤務期間、所属事業所及

び職名職種について確認できるものの、請求者に係る厚生年金保険の資料等は無く、加入の取扱い及び保険料控除について不明である。また、厚生年金保険の適用事業所となる前の事業所に勤務する臨時的任用職員に係る社会保険の取扱いについて、関係する資料が無く不明である。」旨回答しており、請求者の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、A県H課から提出された請求者に係る勤務証明書等及び請求者の雇用保険被保険者記録によると、請求期間②のうち昭和53年12月16日から昭和54年3月15日までの期間において、C事業所で勤務していたことが認められる。

一方、前述の勤務証明書等及び雇用保険被保険者記録によると、請求期間②のうち昭和53年5月4日から同年6月3日までの期間において、A県B課で勤務していたこと、D市J課から提出された請求者に係る臨時職員の雇用台帳の写しによると、昭和54年3月16日から同月31日までの期間において、D市役所G課で勤務していたことが確認でき、請求者の主張と相違する。

また、A県H課は、「臨時的任用職員名簿から、請求者の勤務期間、所属事業所及び職名職種について確認できるものの、請求者に係る厚生年金保険の資料等は無く、加入の取扱い及び保険料控除について不明である。」旨回答している。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名等は確認できず、請求者及び同事業所で厚生年金保険被保険者記録の確認できる者が、同事業所において臨時的任用職員であったとして名前を挙げた2名についても、同被保険者原票において氏名等を確認できない上、当該同僚のうち1名は、「当時、私は、厚生年金保険に加入していなかったので国民年金に加入していた。臨時的任用職員は、厚生年金保険の適用はないと思っていた。」旨陳述しているところ、当時の総務課の正職員は、「臨時的任用職員は、雇用保険のみに加入させていたと思う。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、D市J課から提出された請求者に係る臨時職員の雇用台帳の写し及び請求者の雇用保険被保険者記録によると、請求期間③のうち昭和54年4月1日から同年5月4日までの期間において、D市役所G課で勤務していたことが認められる。

一方、A県H課から提出された請求者に係る勤務証明書等及び請求者の雇用保険被保険者記録によると、請求期間③を含む昭和54年10月15日から昭和55年2月4日までの期間において、A県K事業所で勤務していたことが確認でき、請求者の主張と相違する。

また、D市J課は、「臨時職員の雇用台帳によると、請求者を厚生年金保険に加入させていない。厚生年金保険の加入条件を満たす者については、雇用保険と同時に加入手続を行っていたが、請求者は、短期雇用で加入条件を満たしていなかったため届出を行っていないと思われることから、保険料の控除及び納付は行っていない。」旨陳述している。

さらに、D市役所E課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、G課に

在籍していた正職員が同課の臨時職員として名前を挙げた者、請求者が同僚の臨時職員として名前を挙げた者及び請求者の氏名等は請求期間③に確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間④について、A県H課から提出された請求者に係る勤務証明書等及び請求者の雇用保険被保険者記録によると、請求期間④のうち昭和 55 年 2 月 5 日から同年 8 月 14 日までの期間において、A県F課で勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求期間④における請求対象事業所は、昭和 59 年 5 月 1 日にA県F課の名称で厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間④において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A県H課は、「臨時的任用職員名簿から、請求者の勤務期間、所属事業所及び職名職種について確認できるものの、請求者に係る厚生年金保険の資料等はなく、加入の取扱い及び保険料控除について不明である。また、厚生年金保険の適用事業所となる前の事業所に勤務する臨時的任用職員に係る社会保険の取扱いについて、関係する資料が無く不明である。」旨回答しており、請求者の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500080号
厚生局事案番号 : 四国(脱)第1500002号

第1 結論

昭和39年8月1日から昭和46年12月4日までの請求期間について、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年8月1日から昭和46年12月4日まで

A社の厚生年金保険被保険者であった請求期間について、脱退手当金が支給されていることになっているが、脱退手当金の制度は知らなかったため、脱退手当金を請求していない。調査の上、年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、オンライン記録で確認できる脱退手当金の支給日から約5年後の昭和51年10月10日に、A社において、再度、厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、請求期間とは異なる厚生年金保険被保険者記号番号が新たに払い出されていることが確認でき、請求期間に係る脱退手当金を受給したために記号番号が異なることになったものとするのが自然である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、請求者に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されている上、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年3月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求期間後、昭和51年10月10日に厚生年金保険に加入するまで公的年金制度に加入歴が無い請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、請求者に聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。